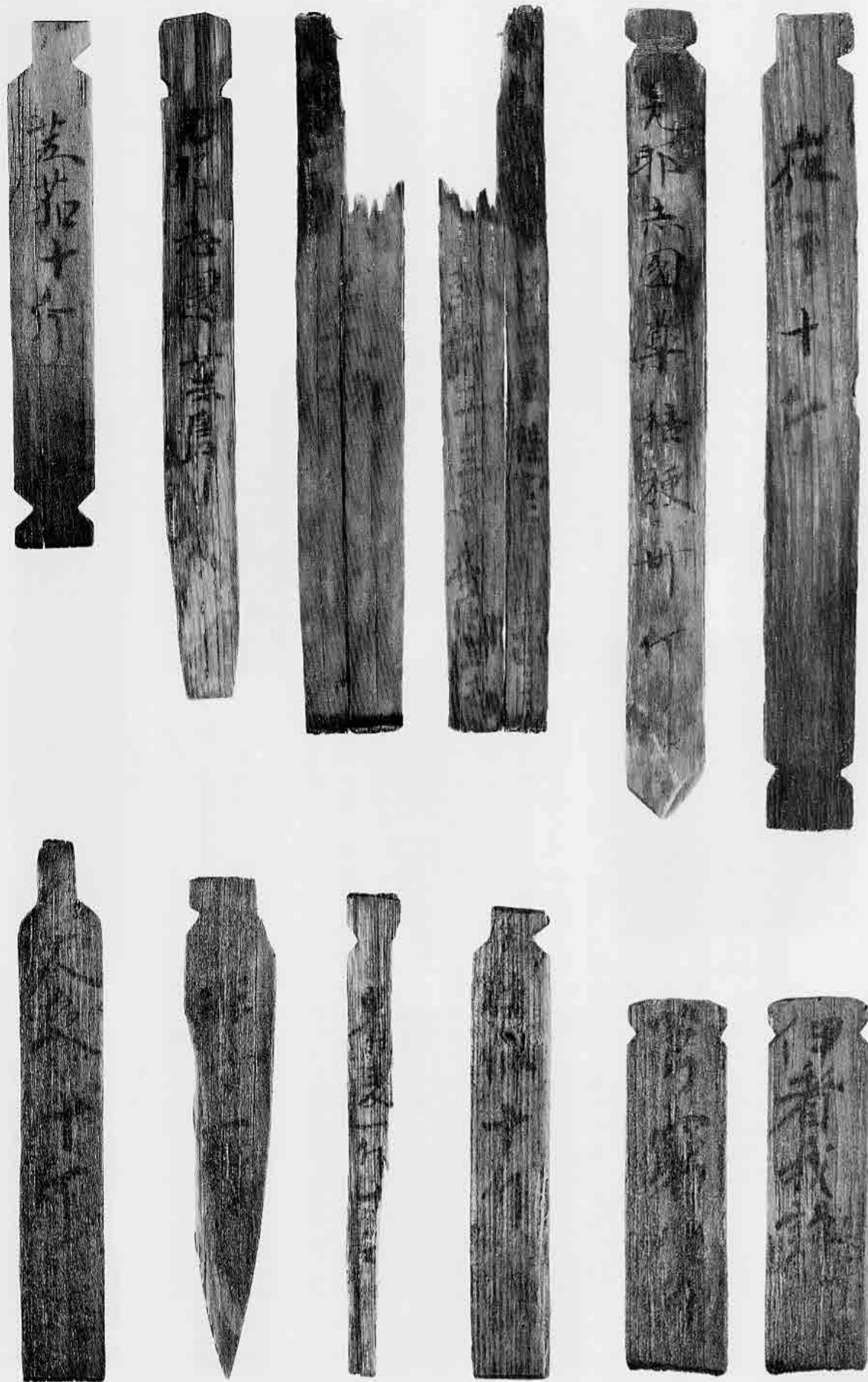


一九八九年五月

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(九)

奈良国立文化財研究所



第58—1次調査出土木簡(3/4)



第58、58—1次調査出土木簡(3/4)

この概報には、さきに公刊した『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報八』（一九八七年五月）以後、飛鳥藤原宮跡発掘調査部の行った発掘調査で出土した木簡のうち、主要なものを収録した。木簡が出土したのは、藤原宮第五五・五八・五八一・五九次調査（以上藤原宮）及び藤原宮第五八―五次調査（以上藤原京）である。

次に木簡の出土地点と状況について略述するが、現在なお調査途中のものもあり、その詳細については当該年度の『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』・『奈良国立文化財研究所年報』等によらきたい。

一、木簡出土の地点と状況

藤原宮第五五次調査（6AJF―B区）

一九八七年五月～一二月

調査地は藤原宮東方官衙地域の西辺部に当り、東方官衙地域と内裏東外郭地域とに跨る位置で実施した。調査面積は二一五〇m²。

検出した遺構には、弥生時代、古墳時代、七世紀代、

藤原宮期、奈良・平安時代の各時期に属するものがある。藤原宮期の主な遺構には、調査区のほぼ中央を南北に流れる宮内基幹排水路である東大溝SD一〇五、SD一〇五の西方にあつて内裏東外郭を限る掘立柱南北塀SA八六五とその西方、内裏東外郭内にある南北棟掘立柱建物SB六〇五二、またSD一〇五の東方で東方官衙の西辺を限る掘立柱南北塀SA六〇五一・南北溝SD八五〇および東方官衙内部に存在する東西棟掘立柱建物SB三八九七などがある。

木簡は東大溝SD一〇五から三五点が出土した。東大溝は幅四m、深さ〇・八mあり、堆積層は三層に大別でき、そのうち中層は木炭・土器・瓦等を多く含み、木簡は中層下面の木片を多数包含する層から出土した。なお上層は遺物が少なく、下層からは多量の土器が出土した。

遺物には木簡の他に土器・土馬・陶硯・瓦・斎串・銭貨・金属製品・石製品・ガラス玉などがあるが、その多くはSD一〇五や平安時代に属する溝から出土したものである。

藤原宮第五八次調査（6AJF—D・F区）

一九八七年一二月（継続中）

調査地は藤原宮内裏東外郭地域の東南部に当り、第五次調査区の南方で、第二次・第四次両調査区に南北を挟まれる位置である。調査面積は約五〇〇〇m²。調査は現在もなお継続中であり、本概報における遺構および木簡に関する報告はあくまで中間報告である。

検出した遺構は、古墳時代・七世紀後半・藤原宮期・平安時代ないし中世の各時期に属する。藤原宮期の遺構には、東大溝SD一〇五、SD一〇五の西方にある内裏東外郭を画する掘立柱塀SA八六五とその東西に接して流れる南北溝SD八六九および南北溝SD八七五、またSD一〇五の東方にある二条の南北溝SD八五二・SD八五〇と東方官衙の西辺を限る掘立柱塀などがある。

木簡は、東大溝SD一〇五から八六点（うち削屑二一点）、南北溝SD八五〇から二四三点（うち削屑一三三点）、土坑から一〇点、合計三三九点が出土した。

東大溝SD一〇五は、堆積層が三層あり、そのうちの中層と下層が藤原宮期に属する溝で、上層は藤原宮期の東大溝が埋められてのち、平安時代に再度溝として利用

されたものである。木簡は、中層および下層から瓦・土器・木器や多量の加工木片などともに出土した。南北溝SD八五〇は、堆積層が三層あり、上層は平安時代の溝で、中層と下層が藤原宮期の溝である。木簡は中層と下層から出土した。また土坑は今回新たに確認した官衙ブロックの西北隅部に掘られた大規模なもので、調査区外東方へさらに延びるために規模・形状などは確定し難い。木簡は硯や加工木片などともに出土しており、土坑は官衙内部の塵芥処理のために掘られたものと考えられる。木簡一〇点はいずれも腐蝕の激しい断片であるが、同一材であることから、同一の木簡の断片である可能性が強い。

藤原宮第五八—一次調査（6AJL—D・E区）

一九八八年四月～五月

調査地は宮の西南部に当たり、宮西面南門の位置と宮に先行する条坊遺構である五条大路の規模を確認する目的で実施した。調査面積は一七〇m²である。なお調査区の南端は第一〇次調査区と一部重複する。

検出した主な遺構には、藤原宮期の西面大垣と西面内

濠 および藤原宮に先行する時期に属する五条大路の宮内延長部とその南北両側溝がある。なお当初検出を予想していた西面南門は削平されており、大垣の取り付き部分を確認するにとどまった。

西面大垣SA二五八は掘立柱南北塀で、柱間寸法は約二・六五m。第一〇次調査区で検出した西面大垣の北端から北へさらに二間分をの柱穴を確認したが、以北には延びないことから、藤原宮における他の宮城門の調査事例を考慮すると、柱穴のない箇所以西面南門SB六三五〇が存在していたと推定することが可能である。西面大垣の東方約一〇mには内濠SD一四〇〇がある。また西面南門の推定位置とその東方で藤原宮に先行する五条大路北側溝SD六三五八と調査区北端の壁面でわずかに確認した南側溝、および両側溝間の五条大路を検出した。

木簡は西面内濠SD一四〇〇から一三六点（うち削屑六七点）が出土した。西面内濠SD一四〇〇は幅一・六と二・一m、深さ〇・七と〇・九mあり、堆積は四層に分けることができる。木簡は最下層を除く上三層から出土した。また最下層には木材の削屑が含まれており、最上層からは多量の瓦が出土した。木簡のほかには瓦・土

器・木器および鉱物性薬物と考えられる鉱物類が出土している。

藤原宮第五九次調査（6AJG-T・U区）

一九八八年八月～一二月

調査地は藤原宮西方官衙地域に当たる。既往の調査の結果によると遺構の比較的稀薄な地域であり、藤原宮期における土地利用状況の把握を主目的とし、またこのあたり一帯に広がる弥生時代の集落遺跡である四分遺跡の遺構を検出することもいま一つの目的として調査を実施した。調査面積は二六七三m²。

検出された遺構は、下層と上層に大別することができ、下層の遺構は弥生時代に属し、上層の遺構は古墳時代・七世紀後半・藤原宮期の各時期に属する。下層の弥生時代の遺構は調査区の東南隅と西南隅で部分的に調査するにとどまったが、弥生時代の水田を検出した。上層遺構のうち古墳時代に属する遺構には土坑があるだけである。七世紀後半に属する遺構には掘立柱建物三棟と井戸一基があり、また藤原宮期の遺構には掘立柱建物二棟、掘立

柱塀二条、井戸一基がある。

木簡は七世紀後半に属する井戸SE六二八〇から二点
が出土した。SE六二八〇は二段の円形掘形を有し、現
状では上段が径約二・五m、下段が径約〇・八mで、深
さは約一・九mある。木簡の他には、外面に、つまみの
部分を中心として蓮華紋やパルメット紋などを巡らし、
「佛」「法」「僧」などと墨書した須恵器の杯蓋、斎串、
手斧の柄、瓢箪の皮・桃の種子などがある。なお底の平
面形が長方形であることや井戸枠を据えた痕跡が認めら
れないことなどから、SE六二八〇が井戸として実際に
使用されたか否かは疑問が残る。

第五八一五次調査（6AWJ—P区）

一九八八年六月～七月

調査地は右京七条四坊に当たり、遺存地割などから藤
原京西京極大路および下ツ道の存在が予想される地点で
ある。下ツ道東側溝の検出を主たる目的として調査を実
施した。

検出した主な遺構は、四条の南北溝と溝を堰止めたと

考えられる溜りである。四条の南北溝のうち下ツ道東側
溝に当たる南北溝SD一九〇には新旧二条の溝があるが、
規模はいずれも幅一・五～二・五m、深さ〇・八～一・
二mである。新旧二時期の下ツ道東側溝のうち、古い溝
であるSD一九〇Aからは七世紀初めから後半代に至る
時期の土器が出土しており、また新しい溝であるSD一
九〇Bからは一〇世紀代の土器が出土している。

木簡はSD一九〇Aから四点が出土したが、いずれも
墨痕が確認されるだけである。その他の出土遺物には曲
物側板・底板、匙、斎串、工具の柄などがある。またS
D一九〇Bからは萬年通宝二枚、神功開宝一枚が出土し
ている。

二、凡例

(一) 釈文は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、
内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列する
ことを原則とした。

(二) 釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、
一部の文字については正字体を使用し、異体字は「季」

「躰」等についてのみ使用した。

(三) 釈文の最下段に出土地点を示す小地区名（アルファベット・数字）、その上段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。但し本研究所では型式番号は四桁の数字を用いるが、本概報では時代を示す千の位を省き、下三桁の数字で表した。なお端とは、木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、

他端を尖らせたもの。

6039型式

長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033型式のいずれかと推定される。

6051型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式

長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。

6061型式

用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式

用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式

折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式

削屑。

(四) 釈文に加えた符号は次の通りである。

々々

抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り

原字の左傍に付した。

■ ■ ■

抹消により判読困難なもの。

□ □ □

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

写真を掲げた木簡を示す。※1は図版一に、※2は図版

□

欠損文字のうち字数が数えられないもの。

二にそれぞれ掲げた。

□

記載内容からみて上または下に一字以上の文字を推定したもの。

┌

異筆、追筆。

┐

合点。

・

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

カ

編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

□

校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

○

右以外の校訂注および説明注。

(五)

釈文下のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧つきで示した。但し軸木口に墨書のあるものについては軸の長さ・直径を記し、欠損しているときは、現存部分の長弦を括弧つきで示した。なお長さ・幅は木簡の字の方向による。

(六)

釈文の出土地点の下に付した※は、口絵図版に

第五五次調査(6AJF-B区)

建部君百足 229・27・4 051 DL63※2

語部君尾勝

東大溝SD一〇五

依治郡蝮 117・32・4 031 AG58

七日大史從七位上□□□□ (172)・(8)・5 081 DM62

□□□□十六人 169・(25)・4 011 DB62

評和佐里 108・24・3 011 AG58

八月十四日八月十四日

郡方俵 郡方俵

多末呂 宜女 226・(17)・3 019 DE63

夏蝮 107・12・3 051 AG57

〔五カ〕 中本 (73)・17・4 019 AG58

道守臣大□ (218)・(9)・2 081 DJ62

樹葉緑□ 091 AG58

從五位下□□□ (81)・(7)・5 081 DJ63

第五八次調査(6AJF-D・E区)

殿分 129・22・2 011 DK62

〔丸カ〕 丸馬犬万呂 八嶋列別マ古

□□ 若日下マ石万

(82)・(4)・4 081 DK62

加夜里委文連□□

157・17・6 031 DC62

□□

□□里雀マ牧男

121・27・3 031 DE62

・鈴鹿郡高宮里

126・22・4 032 DJ62※2

・炭一斛

鳥兒大豆塩无

76・19・2 051 DB63※2

味蜂間郡胡麻油一斗九升

(140)・(14)・4 019 DB62※2

一斗四升六合

78・24・6 031 DK62※2

〔丙申年カ〕 (国)

・□□七月三野□山方評

185・23・4 031 DL63

(人物墨画)

71・59・15 065 DJ63※2

・大桑里□□安□藍一石

渥

坂越里□マ□□

(110)・31・2 039 DJ63

・令令

52・(30)・3 081 DJ62

・令令

美奈伎郡志自弥里灰一斛

157・23・4 032 DE63※2

南北溝SD八五〇

・周防国佐波評

(95)・21・4 032 DE62

・牟々礼君□利

・□□

畫部一人

□□

使部一人

・□□郡栗□

(144)・(15)・3 081 DJ62

・大寶二年十月十七日

(259)・(24)・3 081 DD56

「□ □」 (175)・(13)・2 081 DD56 ・伊看我評 90・24・4 032 DB64 ※1

多胡吉師麻呂 伊宜臣安麻呂 ・芎藭八斤

和銅二年九月一日從八位下行少書吏□ ・伊看我評 94・23・4 032 DA64

(209)・(7)・3 081 DD56 ・当帰十一斤

□ □若子大崩マ (111)・14・1 019 DB56 无耶志國藥烏□ 162・17・4 032 DC64 ※1

少白五十□ 149・13・3 065 DC56 无耶志國藥桔梗卅斤 189・18・3 033 DC64 ※1

□尔弟女 (140)・(15)・2 081 DE55 針間国□ (78)・22・2 081 DB64

・□諸謂謂□□卯時□□□長長長長長酒マ□ 人參十斤 129・20・2 032 DB64 ※1

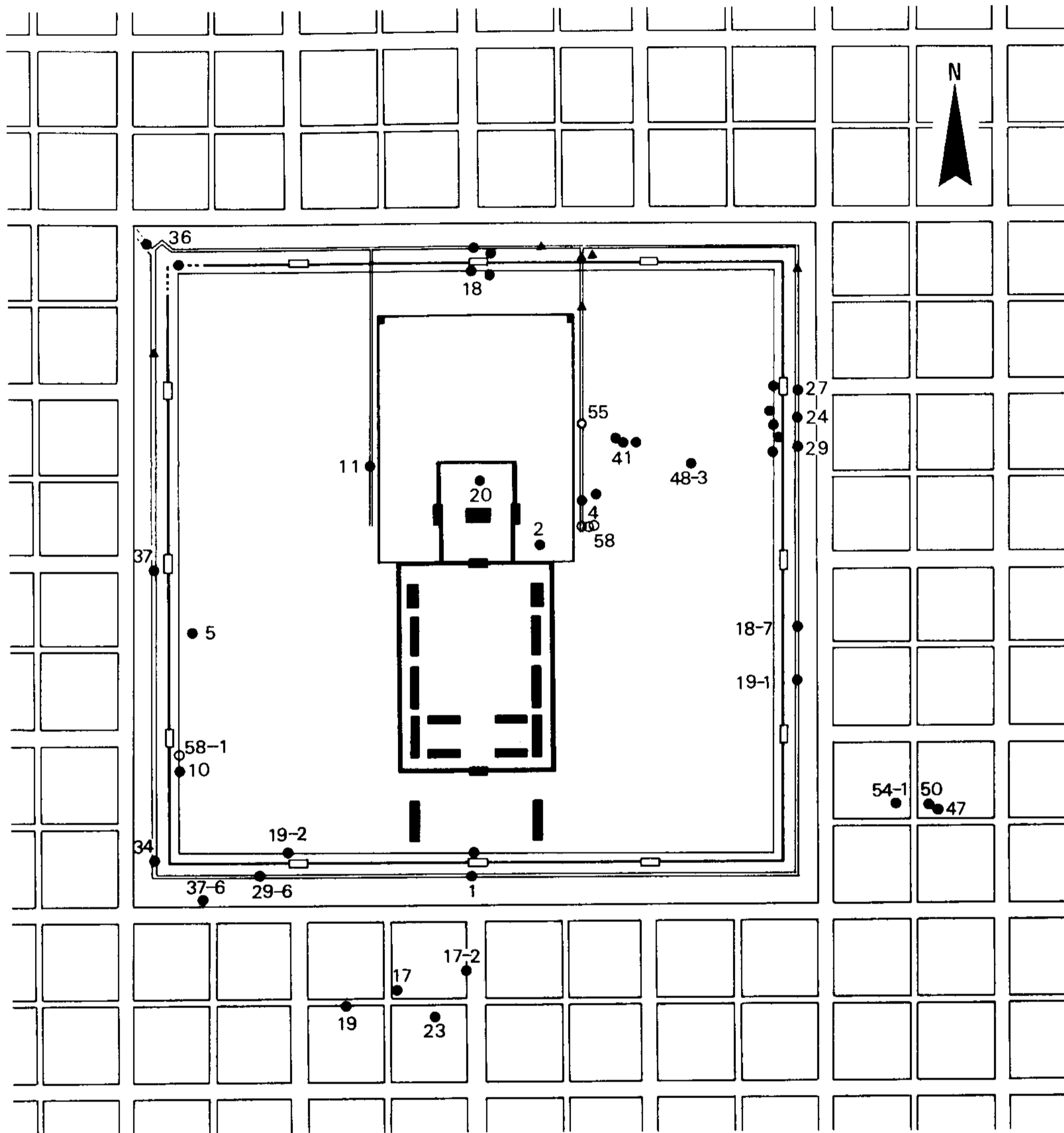
・「月日月日日日日□」 (211)・13・4 081 DD56 人參十斤 107・19・2 031 DC64 ※2

第五八一一次調査(6AJL-D・E区) 苴茄十斤 126・20・2 031 DB64 ※1

西面内濠SD一四〇〇 五茄□ 69・16・3 039 DB64

□□皮六斤	98.18.4 011 DA64	獨活十斤	88.21.3 032 DC64※2
權麥一斤十兩	114.13.3 032 DB64※1	葛根六斤	79.19.5 032 DC64
〔榆皮力〕 □□五斤	125.17.3 032 DB64	棐子一斗	91.13.3 032 DC64
當歸十斤	117.22.4 032 DC64	非子一升	119.22.3 033 DD64※1
夜干十斤	192.22.3 031 DC64※1	知母五斤	157.18.4 031 DD64
大戟	103.20.3 039 DC64	牛膝十三斤	144.18.4 031 DD64
蛇床子一升	87.14.2 032 DC64※2	杜仲十斤	112.18.5 032 DD64※1
□地黄五□	112.15.4 032 DC64	桃人七斤	81.18.4 032 DD64※2
蛇脫皮一斤	92.16.3 032 DC64	・黑石英十一 ・斤	82.17.3 032 DC64※2
白朮四□〔斤力〕	90.16.3 032 DC64	石流黃□	98.22.3 032 DZ64

藤原宮木簡等出土地点略図



- 本号収載分出土地
- 既出土地
- ▲ 奈良県調査出土地
- 数字：調査次数